

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定 (四件) …… (環境局環境改善部化学物質対策課・環境局多摩環境事務所環境改善課) …… 一
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除 …… (環境局環境改善部化学物質対策課) …… 五

告示 (選)

- 平成二十二年東京都選挙管理委員会告示第百二十八号 (政治団体の収支報告書の要旨) の一部訂正 …… 六
- 平成二十三年東京都選挙管理委員会告示第百四十三号 (政治団体の収支報告書の要旨) の一部訂正 …… 六
- 平成二十四年東京都選挙管理委員会告示第百三十七号 (政治団体の収支報告書の要旨) の一部訂正 …… 七
- 平成二十五年東京都選挙管理委員会告示第百二十九号 (政治団体の収支報告書の要旨) の一部訂正 …… 七
- 平成二十六年東京都選挙管理委員会告示第百三十四号 (政治団体の収支報告書の要旨) の一部訂正 …… 七
- 平成二十七年東京都選挙管理委員会告示第百十六号 (政治団体の収支報告書の要旨) の一部訂正 …… 八
- 平成二十八年東京都選挙管理委員会告示第百六十三号 (政治団体の収支報告書の要旨) の一部訂正 …… 八

公 告

- 平成二十九年東京都選挙管理委員会告示第百八十八号 (政治団体の収支報告書の要旨) の一部訂正 …… 八
- 平成三十年東京都選挙管理委員会告示第百二十三号 (政治団体の収支報告書の要旨) の一部訂正 …… 八
- 令和元年東京都選挙管理委員会告示第百二十八号 (政治団体の収支報告書の要旨) の一部訂正 …… 九
- 東京都知事選挙における選挙の効力及び当選の効力に関する異議申出についての決定 …… 二
- 東京都知事選挙における当選の効力に関する異議申出についての決定 …… 四
- 東京都知事選挙における選挙の効力に関する異議申出についての決定 …… 六
- 東京辰巳国際水泳場の休館日の変更 …… (オリンピック) …… 一
- 東京辰巳国際水泳場の休館日の変更 …… (オリンピック) …… 一
- 東京辰巳国際水泳場の開場時間の変更 …… (同) …… 一
- 農の風景育成地区の指定 …… (都市整備局都市づくり政策部緑地景観課) …… 一
- …… (都市整備局都市づくり政策部緑地景観課) …… 一
- …… (都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課) …… 一
- …… (都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課) …… 一

告 示

●東京都告示第千八十七号

土壤汚染対策法 (平成十四年法律第五十三号) 第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域 (以下「形質変更時要届出区域」という。) を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

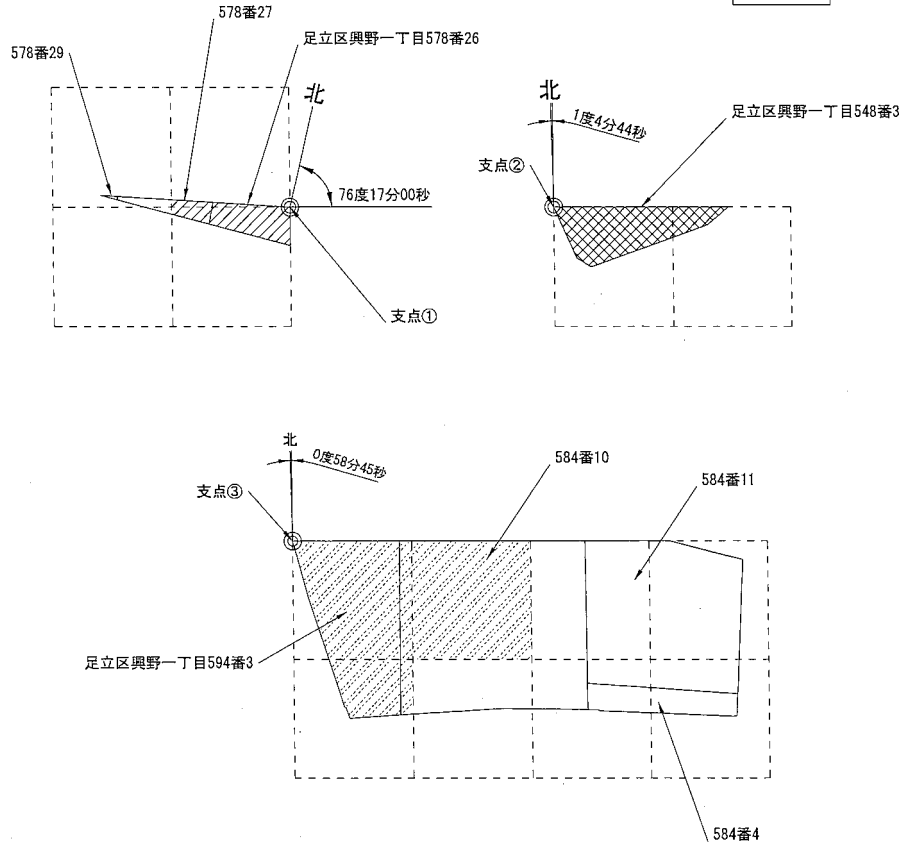
令和二年八月二十日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり (足立区興野一丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則 (平成十四年環境省令第二十九号) 第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 一・二・ジクロロエチレン、トリクロロエチレン並びに砒素及びその化合物

別図



【凡例】

- 単位区画
- 筆境界
- 調査対象地
- 形質変更時要届出区域 (平成30年東京都告示第1623号により指定した区域)
- 形質変更時要届出区域 (令和元年東京都告示第226号により指定した区域)
- 形質変更時要届出区域 (この告示により指定する区域)

【支点】

- 支点①：足立区興野一丁目578番26の最北端とする。
- 支点②：足立区興野一丁目548番3の最北端とする。
- 支点③：足立区興野一丁目594番3の最北端とする。

【格子の回転角度】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

- 支点①：76度17分00秒
- 支点②：1度4分44秒
- 支点③：0度58分45秒

●東京都告示第千八十八号

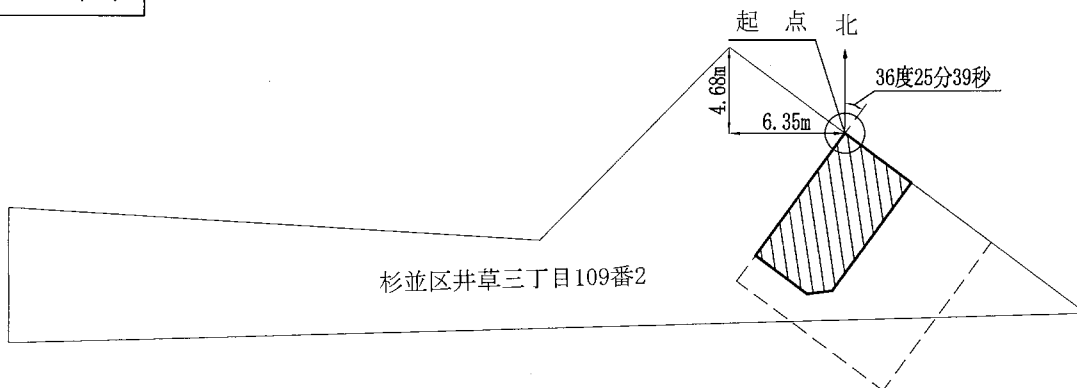
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）を指定するので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和二年八月二十日


東京都知事 小 池 百合子

- 一 要措置区域 別図のとおり（杉並区井草三丁目地内）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 テトラクロロエチレン
- 三 当該要措置区域において講ずべき指示措置 原位置封じ込め又は遮水工封じ込め

別 図



【凡例】

- : 単位区画
- : 調査対象地
- : 筆境界
-  : 要措置区域

【起点】

起点は、杉並区井草三丁目109番2の最北端から真南へ4.68m、真東へ6.35mの地点とする。

【格子の回転角度(36度25分39秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千八十九号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

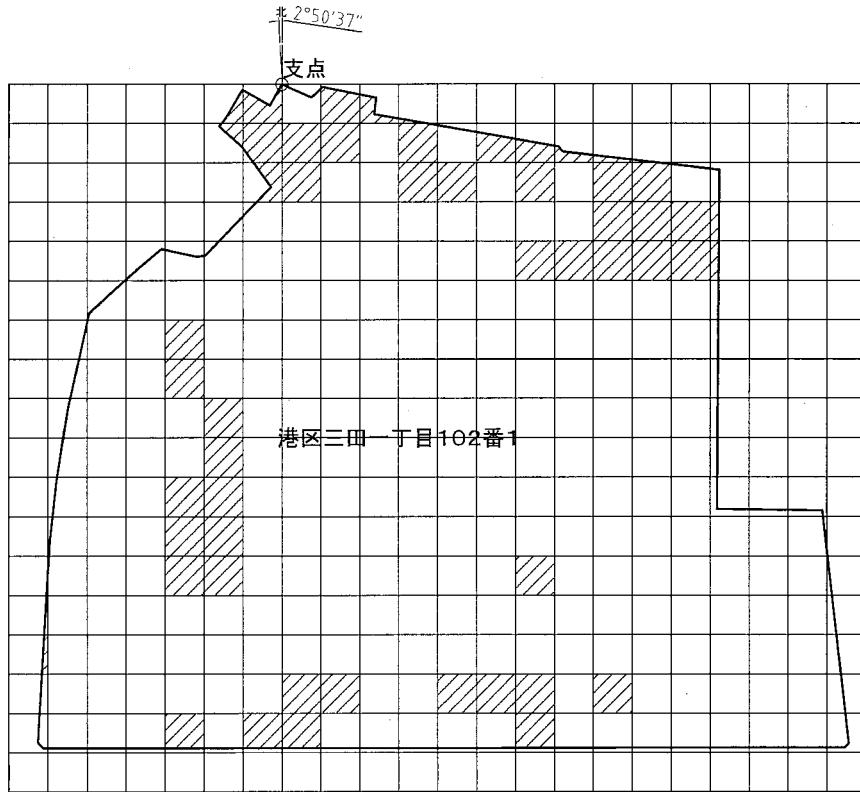
令和二年八月二十日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(港区三田一丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項及び第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【支点】
 支点は、港区三田一丁目102番1の最北端とする。

【凡例】
 □ 敷地境界
 ▨ 形質変更所要届出区域
 □ 単位区画

【格子の回転角度(2度50分37秒)】
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千九十号

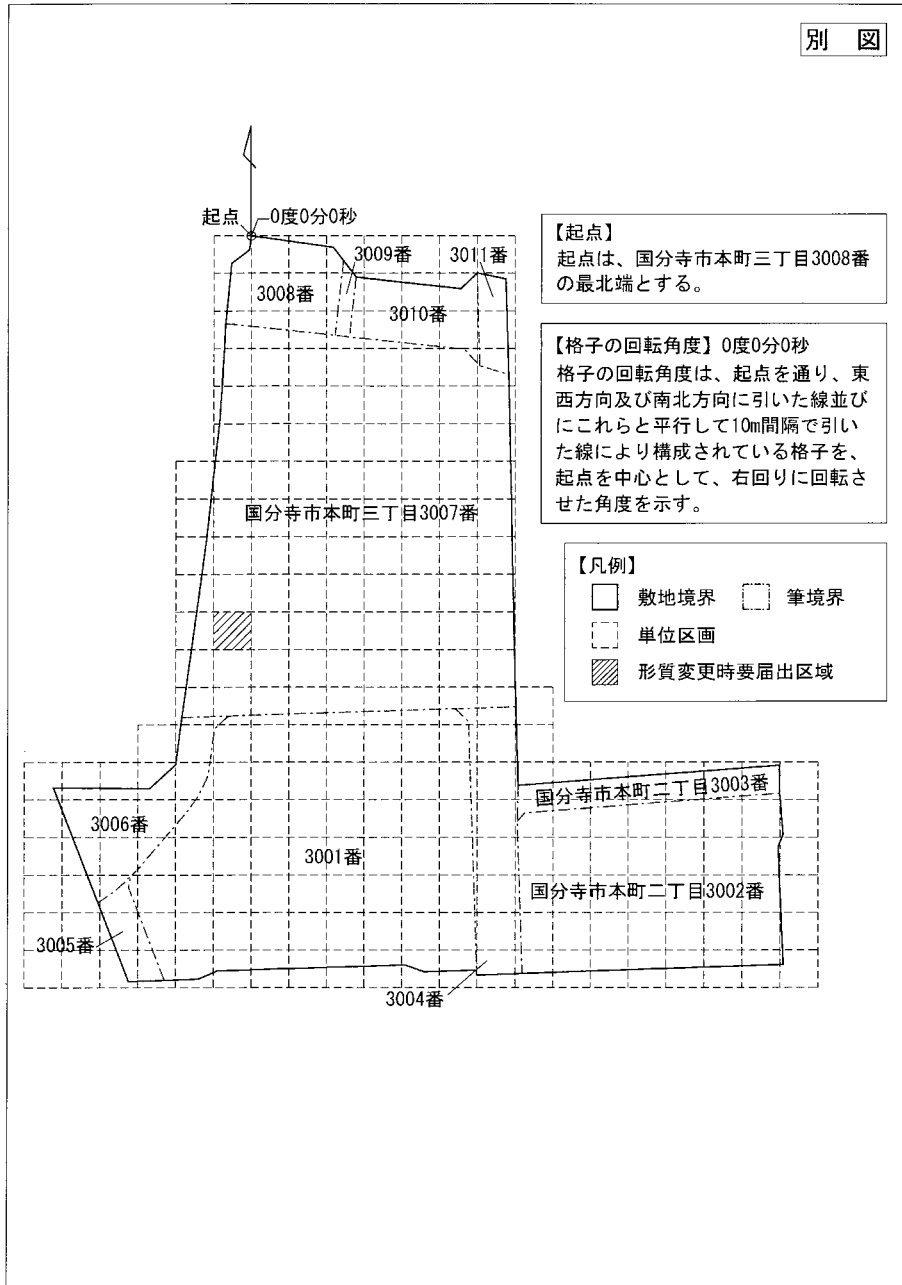
土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更所要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和二年八月二十日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 形質変更所要届出区域 別図のとおり(国分寺市本町三丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別 図



●東京都告示第千九十一号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成三十年東京都告示第八百二十四号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和二年八月二十日

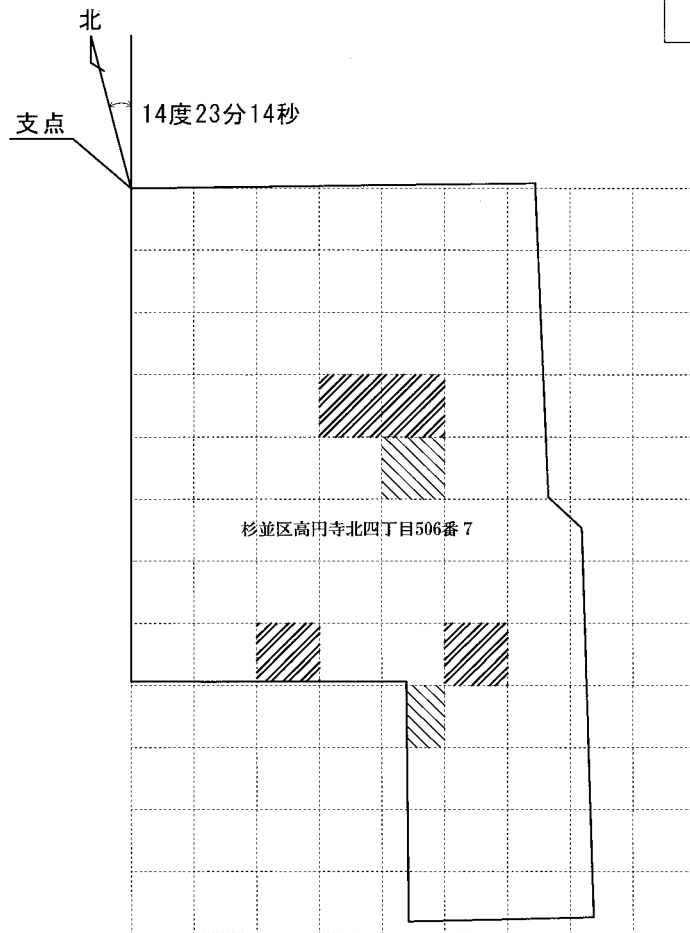
東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり（杉並区高円寺北四丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項及び第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



【支点】
 支点は杉並区高円寺北四丁目506番7の最北端とする。

【凡例】

- 単位区画
- 敷地境界線
- 指定を解除する区域
- 形質変更時要届出区域 (平成30年東京都告示第824号により指定した区域)

【格子の回転角度 (14度23分14秒)】
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

告 示 (選)

●東京都選挙管理委員会告示第九十九号

政治資金規正法 (昭和二十三年法律第九十四号) 第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、東京都医師政治連盟浅草支部から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、政治団体の収支報告書の要旨 (平成二十二年東京都選挙管理委員会告示第百二十八号) の一部を次のように訂正する。

令和二年八月二十日

東京都選挙管理委員会

東京都医師政治連盟浅草支部の部2支出総額の項中
 「3,804,788」を「3,809,873」に、「6,960,791」を
 「6,955,706」に改め、同部4支出の内訳の項中
 「政治活動費 3804,788」を
 「 経常経費 5,085
 事務所費 5,085 に
 政治活動費 3804,788」
 改める。

●東京都選挙管理委員会告示第百号

政治資金規正法 (昭和二十三年法律第九十四号) 第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、東京都医師政治連盟浅草支部から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、政治団体の収支報告書の要旨 (平成二十三年東京都選挙管理委員会告示第百四十三号) の一部を次のように訂正する。

令和二年八月二十日

<p>東京都選挙管理委員会 東京都医師政治連盟浅草支部の部1収入総額の項中「14,452,786」を「10,890,901」に、「6,960,791」を「6,955,706」に、「7,491,995」を「3,935,195」に改め、同部2支出総額の項中「1,154,155」を「1,305,170」に、「13,298,631」を「9,585,731」に改め、同部3本年収入の内訳の項中「7,021,800」を「3,465,000」に改め、同部4支出の内訳の項中</p> <p>「政治活動費 1,153,000 組織活動費 553,000 寄附・交付金 600,000」を</p> <p>「政治活動費 1,304,015 組織活動費 553,000 寄附・交付金 600,000 その他の経費 151,015」に改める。</p> <p>●東京都選挙管理委員会告示第一号 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、東京都医師政治連盟浅草支部から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、政治団体の収支報告書の要旨(平成二十四年東京都選挙管理委員会告示第百三十七号)の一部を次のように訂正する。</p> <p>令和二年八月二十日 東京都選挙管理委員会 東京都医師政治連盟浅草支部の部1収入総額の項中「17,552,021」を「13,839,121」に、「13,298,631」を</p>	<p>「9,585,731」に改め、同部2支出総額の項中「5,336,000」を「5,760,835」に、「12,216,021」を「8,078,286」に改め、同部4支出の内訳の項中</p> <p>「政治活動費 5,336,000 組織活動費 116,000 選挙関係費 300,000 寄附・交付金 4,920,000」を</p> <p>「経常経費 22,835 事務所費 22,835 政治活動費 5,738,000 組織活動費 116,000 選挙関係費 300,000 寄附・交付金 4,920,000 その他の経費 402,000」に改める。</p> <p>●東京都選挙管理委員会告示第二号 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、東京都医師政治連盟浅草支部から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、政治団体の収支報告書の要旨(平成二十五年東京都選挙管理委員会告示第百二十九号)の一部を次のように訂正する。</p> <p>令和二年八月二十日 東京都選挙管理委員会 東京都医師政治連盟浅草支部の部1収入総額の項中「16,570,246」を「12,432,511」に、「12,216,021」を「8,078,286」に改め、同部2支出総額の項中「4,052,950」を</p>	<p>「5,591,290」に、「12,517,296」を「6,841,221」に改め、同部4支出の内訳の項中</p> <p>「政治活動費 403,300 組織活動費 413,000 選挙関係費 1,010,000 寄附・交付金 2,610,000」を</p> <p>「政治活動費 5,571,340 組織活動費 413,000 選挙関係費 1,010,000 寄附・交付金 2,610,000 その他の経費 1,538,340」に改める。</p> <p>●東京都選挙管理委員会告示第三号 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、東京都医師政治連盟浅草支部から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、政治団体の収支報告書の要旨(平成二十六年東京都選挙管理委員会告示第百三十四号)の一部を次のように訂正する。</p> <p>令和二年八月二十日 東京都選挙管理委員会 東京都医師政治連盟浅草支部の部1収入総額の項中「16,450,309」を「10,774,234」に、「12,517,296」を「6,841,221」に改め、同部2支出総額の項中「4,188,339」を「4,490,454」に、「12,261,970」を「6,283,780」に改め、同部4支出の内訳の項中</p> <p>「政治活動費 4,099,500</p>
---	--	---

組織活動費 489,500 を
 寄附・交付金 3610,000」
 政治活動費 4,401,615
 組織活動費 489,500
 寄附・交付金 3610,000 に
 その他の経費 302,115」
 改める。

●東京都選挙管理委員会告示第百四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、東京都医師政治連盟浅草支部から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、政治団体の収支報告書の要旨（平成二十七年東京都選挙管理委員会告示第百十六号）の一部を次のように訂正する。

令和二年八月二十日

東京都選挙管理委員会

東京都医師政治連盟浅草支部の部1収入総額の項中「15,556,660」を「9,578,470」に、「12,261,970」を「6,283,780」に改め、同部2支出総額の項中「4,225,125」を「4,153,125」に、「11,331,535」を「5,425,345」に改め、同部4支出の内訳の項中「340,125」を「268,125」に、「109,661」を「37,661」に改める。

●東京都選挙管理委員会告示第百五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、東京都医師政治連盟浅草支部及び税理士による秋

元司後援会から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、政治団体の収支報告書の要旨（平成二十八年東京都選挙管理委員会告示第百六十三号）の一部を次のように訂正する。

令和二年八月二十日

東京都選挙管理委員会

東京都医師政治連盟浅草支部の部1収入総額の項中「14,674,059」を「8,767,869」に、「11,331,535」を「5,425,345」に改め、同部2支出総額の項中「11,091,702」を「5,185,512」に改める。

税理士による秋元司後援会の部1収入総額の項中

「1 収入総額 0」を

「1 収入総額 100,000

前年繰越額 0 に

本年収入額 100,000」

改め、同部2支出総額の項中

「2 支出総額 0」を

「2 支出総額 0 に

（翌年への繰越額） 100,000」

改め、同項の次に次のように加える。

3 本年収入の内訳

寄附の総額 100,000

政党匿名分を除く寄附の額 100,000

政治団体からの寄附 100,000

●東京都選挙管理委員会告示第百六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書に

ついて、東京都医師政治連盟浅草支部及び税理士による秋元司後援会から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、政治団体の収支報告書の要旨（平成二十九年東京都選挙管理委員会告示第百八十八号）の一部を次のように訂正する。

令和二年八月二十日

東京都選挙管理委員会

東京都医師政治連盟浅草支部の部1収入総額の項中

「1 収入総額 不明」を

「1 収入総額 不明」

前年繰越額 不明」

「1 収入総額 8619,734

前年繰越額 5,185,512」

改め、同部2支出総額の項中「不明」を「713,524」に改める。

税理士による秋元司後援会の部1収入総額の項中

「1 収入総額 0」を

「1 収入総額 100,000

前年繰越額 100,000 に

本年収入額 0」

改め、同部2支出総額の項中

「2 支出総額 0」を

「2 支出総額 0 に

（翌年への繰越額） 100,000」

改める。

●東京都選挙管理委員会告示第百七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書に

ついで、自由民主党東京都荒川区第六支部、東京都医師政治連盟豊島支部、東京都歯科医師連盟麻布赤坂支部、税理士による秋元司後援会、文京区薬剤師連盟及び東京都医師政治連盟浅草支部から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、政治団体の収支報告書の要旨(平成三十年東京都選挙管理委員会告示第二百二十三号)の一部を次のように訂正する。

令和二年八月二十日

東京都選挙管理委員会

自由民主党東京都荒川区第六支部の部2支出総額の項中「12,572,643」を「11,762,643」に、「3,892,154」を「4,702,154」に改め、同部4支出の内訳の項中「5,166,045」を「4,356,045」に、「904,070」を「94,070」に改める。

東京都医師政治連盟豊島支部の部1収入総額の項中「2,551,536」を「2,551,538」に、「2,525,002」を「2,525,004」に改め、同部2支出総額の項中「26,536」を「26,538」に改め、同部3本年収入の内訳の項中「2」を「4」に改める。

東京都歯科医師連盟麻布赤坂支部の部2支出総額の項中「261,308」を「311,308」に、「1,833,104」を「1,783,104」に改め、同部4支出の内訳の項中「261,308」を「311,308」に、「61,308」を「111,308」に改める。

税理士による秋元司後援会の部1収入総額の項中

「1」収入総額	0	を
「1」収入総額	100,000	
「1」収入総額	100,000	
前年繰越額	100,000	に

本年収入額 0

改め、同部2支出総額の項中

「2」支出総額 0 を

「2」支出総額 0 を

(翌年への繰越額) 100,000 に

改める。

文京区薬剤師連盟の部2支出総額の項中「3,197,320」を「3,297,320」に、「697,668」を「597,668」に改め、同部4支出の内訳の項中「3,193,000」を「3,293,000」に改める。

収入の一部が不明の政治団体の部東京都医師政治連盟浅草支部の款1収入総額の項中

「1」収入総額 不明 を

前年繰越額 不明

「1」収入総額 4,733,530 に

前年繰越額 713,524

改め、同部2支出総額の項中「不明」を「918,990」に改める。

●東京都選挙管理委員会告示第百八号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、自由民主党東京都荒川区第六支部、自由民主党東京都江戸川区第三十二支部、木村たけつか後援会、あべ力也後援会、池田ゆきお後援会、服部ゆくお後援会、武山会、東京都医師政治連盟豊島支部、東京都歯科医師連盟麻布赤坂支部、あへきみこ後援会、井沢邦夫後援会、税理士による秋元司後援会、高野のりお後援会、府中から東京の未来を創る、文京区薬剤師連盟及び東京都医師政治連盟浅草支

部から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、政治団体の収支報告書の要旨(令和元年東京都選挙管理委員会告示第百二十八号)の一部を次のように訂正する。

令和二年八月二十日

東京都選挙管理委員会

自由民主党東京都荒川区第六支部の部1収入総額の項中「9,215,595」を「10,025,595」に、「3,892,154」を「4,702,154」に改め、同部2支出総額の項中「6,315,016」を「5,538,014」に、「2,900,579」を「4,487,581」に改め、同部4支出の内訳の項中「3,072,002」を「2,295,000」に、「904,070」を「127,068」に改める。

自由民主党東京都江戸川区第三十二支部の部1収入総額の項中「1,734,734」を「1,934,734」に、「140,000」を「340,000」に改め、同部2支出総額の項中「1,722,234」を「1,922,234」に改め、同部3本年収入の内訳の項中「10,000」を「210,000」に改め、同部4支出の内訳の項の次に次のように加える。

5 寄附の内訳(年間5万円を超えるもの)

(寄附者)	(金額)	(事務所の所在地)
(政治団体からの寄附)	円	

政経聴友会 200,000 江戸川区

木村たけつか後援会の部1収入総額の項中

「1」収入総額	24,390	を
前年繰越額	24,390	
本年収入額	0	

<p>「1 収入総額 865,390 前年繰越額 24,390 本年収入額 841,000」</p> <p>改め、同部2支出総額の項中「0」を「720,000」に、「24,390」を「145,390」に改め、同項の次に次のように加へる。</p> <p>3 本年収入の内訳 寄附の総額 841,000 政党匿名分を除く寄附の額 841,000 個人からの寄附 841,000</p> <p>4 支出の内訳 経常経費 720,000 人件費 720,000</p> <p>5 寄附の内訳（年間5万円を超えるもの） （寄附者） （個人からの寄附）（金額）（住所） 円</p> <p>堀川 日出輝 60,000 新宿区 西原 勝俊 60,000 墨田区 高山 和之 120,000 神奈川県横須賀市 長谷部 勉彦 120,000 荒川区</p> <p>および、後援会の部1収入総額の項中「685,770」を「1,200,770」に、「100,000」を「615,000」に改め、同部2支出総額の項中「685,770」を「1,200,770」に改め、同部3本年収入の内訳の項中「寄附の総額 100,000」を「100,000」を「個人からの寄附 100,000」</p>	<p>「 寄附の総額 615,000 政党匿名分を除く寄附の額 615,000 個人からの寄附 115,000 政治団体からの寄附 500,000」</p> <p>改め、同部4寄附の内訳（年間5万円を超えるもの）の項中</p> <p>「 浅染 みなみ 100,000 世田谷区」を 「 浅染 みなみ 100,000 世田谷区 （政治団体からの寄附）（金額）（事務所の所在地）」に 東京電力労働組合政 500,000 港区 治連盟 改め、</p> <p>池田ゆきお後援会の部1収入総額の項中「36,600」を「0」に改め、同部2支出総額の項中「36,600」を「0」に改め、同部3本年収入の内訳の項中「36,600」を「0」に、「101人」を「0人」に改め、</p> <p>服部ゆくお後援会の部2支出総額の項中「2,103,094」を「2,337,494」に、「598,581」を「364,181」に改め、同部4支出の内訳の項中「1,960,256」を「2,194,656」に、「1,690,256」を「1,924,656」に改め、</p> <p>武山会の部2支出総額の項中「330,000」を「322,000」に、「207,795」を「215,795」に改め、同部4支出の内訳の項中「330,000」を「322,000」に改め、</p> <p>東京都医師政治連盟豊島支部の部1収入総額の項中「1,011,538」を「1,011,540」に、「26,536」を「26,538」に改め、同部2支出総額の項中「26,538」を「26,540」に</p>	<p>改め、</p> <p>東京都歯科医師連盟麻布赤坂支部の部1収入総額の項中「1,965,170」を「1,915,170」に、「1,833,104」を「1,783,104」に改め、同部2支出総額の項中「33,864」を「133,864」に、「1,931,306」を「1,781,306」に改め、同部4支出の内訳の項中「33,864」を「133,864」に改め、</p> <p>および、後援会の部1収入総額の項中「1,458,436」を「1,658,436」に、「700,000」を「900,000」に改め、同部2支出総額の項中「243,587」を「443,587」に改め、同部3本年収入の内訳の項中「700,000」を「900,000」に改め、同部5寄附の内訳（年間5万円を超えるもの）の項中「700,000」を「900,000」に改め、</p> <p>井沢邦夫後援会の部1収入総額の項中</p> <p>「1 収入総額 73,312 前年繰越額 73,312 本年収入額 0」</p> <p>「1 収入総額 1,117,312 前年繰越額 73,312 本年収入額 1,044,000」</p> <p>改め、同部2支出総額の項中「0」を「688,527」に、「73,312」を「428,785」に改め、同項の次に次のように加へる。</p> <p>3 本年収入の内訳 1,044,000 機関紙誌の発行その他の事業による収入 1,044,000 大相撲観戦パスツアー 1,044,000</p> <p>4 支出の内訳 688,527 政治活動費 688,527 機関紙誌の発行その他の事業費 688,527</p>
--	---	---

<p>その他の事業費 688,527</p> <p>税理士による秋元司後援会の部1収入総額の項中</p> <p>「1 収入総額 0」を</p> <p>「1 収入総額 100,000</p> <p>前年繰越額 100,000 に</p> <p>本年収入額 0」</p> <p>改め、同部2支出総額の項中</p> <p>「2 支出総額 0」を</p> <p>「2 支出総額 0 に</p> <p>(翌年への繰越額) 100,000」に</p> <p>改める。</p> <p>高野のりお後援会の部2支出総額の項中「37,358」を</p> <p>「127,058」に、「2,356,424」を「2,266,724」に改め、同部</p> <p>3 支出の内訳の項中「37,358」を「127,058」に、「</p> <p>「27,358」を「117,058」に改める。</p> <p>府中から東京の未来を創るの部2支出総額の項中</p> <p>「664,416」を「1,871,416」に、「5,885,584」を</p> <p>「4,678,584」に改め、同部4支出の内訳の項中</p> <p>「 政治活動費 664,416」を</p> <p>「 経常経費 1,207,000</p> <p>事務所費 1,207,000 に</p> <p>政治活動費 664,416」</p> <p>改める。</p> <p>文京区薬剤師連盟の部1収入総額の項中「3748,681」を</p> <p>「3,648,681」に、「697,668」を「597,668」に改め、同部</p> <p>2 支出総額の項中「990,020」を「890,020」に改める。</p> <p>収入の一部が不明の政治団体の部東京都医師政治連盟浅</p> <p>草支部の款1収入総額の項中</p>	<p>「1 収入総額 不明</p> <p>前年繰越額 不明」を</p> <p>「1 収入総額 8,135,832</p> <p>前年繰越額 918,990」に</p> <p>改め、同部2支出総額の項中「不明」を「4,357,663」に改</p> <p>める。</p> <p>●東京都選挙管理委員会告示第百九号</p> <p>令和二年七月五日執行の東京都知事選挙における選挙の</p> <p>効力及び当選の効力に関する異議の申出について、次のと</p> <p>おり決定したので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百</p> <p>号）第二百十五条の規定により告示する。</p> <p>令和二年八月二十日</p> <p>東京都選挙管理委員会</p>	
--	--	--

2 選 第 3 0 4 号

決 定 書

異議申出人 高 山 佳 子

上記異議申出人（以下「申出人」という。）から令和2年7月20日に提起された、令和2年7月5日執行の東京都知事選挙（以下「本件選挙」という。）における選挙の効力及び当選の効力に関する異議の申出（以下併せて「本件各異議の申出」という。）について、東京都選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、次のとおり決定する。

主 文

本件各異議の申出をいずれも棄却する。

異 議 の 申 出 の 要 旨

1 異議の申出の趣旨

申出人は、次の異議の申出の理由により、本件選挙の無効及び本件選挙における当選人小池百合子の当選を無効とする旨の決定を求めるものである。

2 異議の申出の理由

本件各異議の申出の理由は、概ね次のとおりであると認められる。

憲法上、選挙は公正であるべきとあるので、本件選挙における開票作業の透明性の開示を求めるとともに、本件選挙の投票結果は、「異議申出書」に添付したグラフにある様に統計学上ありえない結果となり、本件選挙は「不正選挙」であったと思われるため、本件選挙結果は無効とすべきである。

1

併せて、「出口調査結果について、何処の会社に依頼しているのか。」、「投票箱の管理についての確認事項」、「投票について」記載の各事項につき、「確認事項」として当委員会の回答を求める。

決 定 の 理 由

当委員会は、本件各異議の申出は形式的要件を備えた適法なものと認め、これを受理し、慎重かつ厳正に審理した。その結果は以下のとおりである。

第1 申出人の主張に対する当委員会の判断

(1) 選挙の効力を争う争訟において選挙が無効とされるのは、公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「法」という。)第205条第1項の規定により、その選挙に「選挙の規定に違反する」ことがあり、かつ、その規定違反のために「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」に限られている。

この「選挙の規定に違反する」とは、「主として選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反すること、又は直接そのような明文の規定がなくとも、選挙の管理執行の手續上、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されることを指す」(最高裁判所昭和27年12月4日判決、最高裁判所昭和61年2月18日判決、最高裁判所平成31年2月28日判決)とされている。

また、「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」とは、「その選挙の管理執行手續に関する規定違反がなかったならば、選挙の結果、すなわち候補者の当落に、現実が生じたところと異なった結果の生ずる可能性のある場合をいう」(最高裁判所昭和29年9月24日判決、最高裁判所昭和51年9月30日判決、東京高等裁判所平成25年12月9日判決)とされている。

(2) また、当選の効力に関する争訟とは、有効に行われた選挙において、当選人の決定に違法の事由があること、すなわち、決定をした機関の構成、決定手續又は決定内容(例えば、各候補者の有効得票数の算定、当選人となり得る資格の有無の認定)について違法があることを主張して、当選人と決定された者の当選の効力を争う争訟であり、広く選挙の法規の違反に

2

該当することを理由として、当選の無効を主張する場合を含まないものと解されているところである(名古屋高等裁判所平成4年12月17日判決、大阪高等裁判所昭和30年9月29日判決、東京高等裁判所昭和28年2月17日判決など)。

2 以上の観点から、申出人の主張する本件各異議の申出の理由について、まず選挙が無効とされる場合に該当するかが順次検討する。

申出人は、本件選挙における投票結果が統計学上ありえない結果となり、「不正選挙」であったと思われるため、本件選挙が無効である旨を主張し、併せて開票作業の透明性を示してもらいたいと主張している。

申出人の主張の根拠は、申出人自身が本件選挙の投票結果及び開票結果を基に作成したグラフが示す数値等が統計学上ありえない結果となつているとするものである。

しかし、申出人が提示した、過去の東京都知事選挙の得票数と比較したグラフや主要対立候補の得票数を比較したグラフ等の6点のグラフについて、統計学上ありえない結果となつているかどうかは、統計学の知見に基づき具体的な主張がなされているものではなく、またグラフから客観的に明確になつているとも認められず、この点についての申出人の主張は、独自の見解にとどまり、採用することはできない。

また、申出人は、当該グラフ以外に「不正選挙」を裏付ける客観的かつ具体的な証拠は何ら提示していないから、「不正選挙」が行われたとする主張は、単なる憶測にとどまるといふべきである。

一方、本件選挙の開票の手続が、法の規定に基づき適正に執行されていることは、開票管理者が開票立会人とともに署名し、開票に関する手続及び開票の結果などを記載する証明書である開票帳等によって確認できるところ、当委員会は、これらの写しを各区市町村選挙管理委員会から提出を受けて確認している。

したがって、本件選挙が「不正選挙」であったとする申出人の主張には理由がない。

ところで、申出人は、異議申出書記載の「確認事項」について当委員会に回答を求めているものと思われる。

しかし、選挙の効力に関する異議の申出とは、選挙が選挙の規定に違反して行われ、そのために選挙の結果に異動を及ぼすおそれがあることを事由として、選挙の全部又は一部が無効であることを主張し、選挙の全部又

は一部をやり直して当選人を決定することを要求するものである。選挙の執行方法について個別の事項を確認することは、選挙の効力に関する異議の申出の制度の趣旨からは逸脱しているものといわざるを得ない。

したがって、本件各異議申出のうち、当委員会に対し、確認事項への回答を求めることは、選挙の効力に関する争訟とはいえず、当委員会の審理の対象にならないものである。

なお、いわゆる出口調査については、報道機関が独自に実施しているものであり、当委員会が出口調査を実施することや他の機関に依頼することはない。また、投票箱の管理を含めた投票事務についても、各区市町村選挙管理委員会が法をはじめとする関連法令の規定に則り、適正に管理執行しているところであり、本件選挙において、選挙の執行について疑義が生じるような不適正な管理執行の事実が発生したとは認められない。

3 申出人は、提示したグラフが示す数値等を基に、本件選挙における当選人小池百合子の当選を無効とする旨を主張しているものと思われる。

しかし、申出人は、当該グラフにより独自の見解を示しているほかは、具体的な客観的な根拠を示す証拠資料は全く提出することなく当選の無効を主張するにとどまつており、その主張には客観的根拠はなく、また合理性も認められないもので失当である。

したがって、この点についての申出人の主張は理由がない。

第2 審理の結果

以上のとおり、本件選挙については、選挙の規定に違反して行われ、かつ、その規定違反のために選挙の結果に異動を及ぼすおそれがある場合に該当する事実は認められない。また、本件選挙における当選を無効とする事由も認められない。

よって、本件選挙及び本件選挙における当選を無効とすべき理由もないから、法第216条第1項において準用する行政不服審査法(平成26年法律第68号)第45条第2項の規定により、当委員会は、主文のとおり決定する。

令和2年8月12日

東京都選挙管理委員会
委員長 澤野正明

法第203条及び第207条の規定により、この決定に不服があるときは、当委員会を被告として、申出人においてはこの決定書の交付を受けた日から30日以内に、その他の当該選挙の選挙人又は候補者においては法第215条の規定による告示の日から30日以内に、東京高等裁判所に訴訟を提起することができる。

●東京都選挙管理委員会告示第百十号

令和二年七月五日執行の東京都知事選挙における当選の効力に関する異議の申出について、次のとおり決定したので、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第二百十五条の規定により告示する。

令和二年八月二十日

東京都選挙管理委員会

2選選第305号

決 定 書

異議申出人 板垣富士雄

上記異議申出人(以下「申出人」という。)から令和2年7月20日に提起された、令和2年7月5日執行の東京都知事選挙(以下「本件選挙」という。)における当選の効力に関する異議の申出(以下「本件異議の申出」という。)について、東京都選挙管理委員会(以下「当委員会」という。)は、次のとおり決定する。

主 文

本件異議の申出を却下する。

決 定 の 理 由

第1 異議の申出の趣旨及び理由

申出人から郵送により提出された「異議申出書」の記述によれば、申出人は、「相当な理由のある異議申出人を当選人とする事が出来ますので異議申出をいたします」と主張している。

また、その後に申出人から郵送により提出され、当委員会が令和2年8月5日付けで收受した補正書により、異議の申出の対象とする選挙は令和2年7月5日執行の東京都知事選挙であり、異議申出の趣旨及び理由については「自由公正の原則が著しく阻害されている人(板垣富士雄)は異議申出によって当選人とするのを相当とする」ことにある旨の補充がなされている。

以上のことから合理的に解釈すれば、申出人は、本件選挙について、公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「法」という。)第206条第1項に定める地方公共団体の長の当選の効力に関する異議の申出を行っているものと認められる。

第2 決定の理由

法第206条第1項に定める地方公共団体の議会の議員又は長の当選の効力に関する異議の申出は、「その当選の効力に関し不服がある選挙人又は公職の候補者」が提起することができることとされているが、その趣旨は、選挙が選挙区ごとに行われるものであることに鑑み、当該選挙区の選挙に参加し得る権利を有する者にその結果の違法を主張する方途を与え、もって選挙に関する法規の適用の客観的適正を期すことにある。この趣旨に照らせば、同条所定の選挙人とは、選挙区のある選挙においては、当該選挙区に所属し、当該選挙区の選挙に参加し得る権利を有する選挙人に限られると解すべきである(最高裁判所昭和39年2月26日判決)。

しかし、当委員会が関係機関に対して実施した調査の結果、本件選挙の当時、申出人は福島県耶麻郡西会津町に住所を有し、同町の選挙人名簿に登録されていた事実が確認され、「日本国民たる年齢満十八年以上の者で引き続き三箇月以上市町村の区域内に住所を有する者」は、その属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する」との法第9条第2項の規定に照らして、本件選挙の選挙人ではなかったと認められる。なお、異議申出書には申出人の住所の記載はないが、当委員会による補正命令後に申出人から提出された補正書には「〒969-4406 耶麻郡西会津町野沢上原乙2442~3番地」との記載があり、当委員会の調査結果と齟齬はない。

また、申出人が本件選挙に立候補した事実はない。

したがって、申出人は法第206条第1項所定の「選挙人」と「公職の候補者」とのいずれにも該当しないから、本件異議の申出は、不適法であることが明らかである。

よって、法第216条第1項において準用する行政不服審査法(平成26年法律第68号)第45条第1項の規定により、当委員会は、本文のとおり決定する。

令和2年8月12日

東京都選挙管理委員会
委員長 櫻野正明

法第207条の規定により、この決定に不服があるときは、当委員会を被告として、申出人においてはこの決定書の交付を受けた日から30日以内に、その他の本件選挙の選挙人又は候補者においては法第215条の規定による告示の日から30日以内に、東京高等裁判所に訴訟を提起することができる。

3

●東京都選挙管理委員会告示第百一十一号

令和二年七月五日執行の東京都知事選挙における選挙の効力に関する異議の申出について、次のとおり決定したので、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第二百十五条の規定により告示する。

令和二年八月二十日

東京都選挙管理委員会

2 選 第 3 0 6 号

決 定 書

異議申出人 吳 明 昌

上記異議申出人(以下「申出人」という。)から令和2年7月20日に提起された、令和2年7月5日執行の東京都知事選挙(以下「本件選挙」という。)における選挙の効力に関する異議の申出(以下「本件異議の申出」という。)について、東京都選挙管理委員会(以下「当委員会」という。)は、次のとおり決定する。

主 文

本件異議の申出を棄却する。

異 議 の 申 出 の 要 旨

1 異議の申出の趣旨
申出人は、次の異議の申出の理由により、本件選挙を無効とする旨の決定を求めらるものである。

2 異議の申出の理由

本件異議の申出の理由は、概ね次のとおりであると認められる。

(1) 本件選挙は、財産差別の選挙であり無効であること

本件選挙は、300万円を用意しなければ立候補が出来ない財産差別が行われた不公平な選挙であり、憲法に違反するものであるから、本件選挙を無効とすべきである。

1

(2) 本件選挙は、憲法違反で効力を有しない公職選挙法の規定に基づいて行われたこと

公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「法」という。)第92条及び第93条に定められている「選挙供託制度」は、東京都知事になる意思のある人が自由に選挙に出ることを妨げている。また、選挙に出ない人、被選挙権を持たない人への投票を無効とする法第68条によって、本件選挙の選挙人は、東京都知事になる意思のあるすべての人の中から、自由に東京都知事を選ぶことができない。これらの規定は、公務員の選定権を定める憲法第15条第1項に違反する。

また、法第68条により、選挙に出ない者の氏名を記入した投票は無効とされる。選挙に出ない人物への投票を無効にすることは、選挙人に対し、投票の選択について、無効という責任を負わせたものである。したがって、法第68条の規定は、「選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない」とする憲法第15条第4項に違反する。

以上の法の各規定は、「この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない」と定める憲法第98条第1項により無効である。

決 定 の 理 由

当委員会は、本件異議の申出は形式的要件を備えた適法なもの認め、これを受理し、慎重かつ厳正に審理した。その結果は以下のとおりである。

第1 申出人の主張に対する当委員会の判断

1 選挙の効力を争う争訟において選挙が無効とされるのは、法第205条第1項の規定により、その選挙に「選挙の規定に違反する」ことがあり、かつ、その規定違反のために「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」に限られている。

この「選挙の規定に違反する」とは、「主として選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反すること、又は直接そのような明文の規定がなくとも、選挙の管理執行の手續上、選挙法の基

2

本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されることを指す」（最高裁判所昭和27年12月4日判決、最高裁判所昭和61年2月18日判決、最高裁判所平成31年2月28日判決）とされている。

また、「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」とは、「その選挙の管理執行手続に関する規定違反がなかったならば、選挙の結果、すなわち候補者の当落に、現実が生じたところと異なった結果の生ずる可能性のある場合をいう」（最高裁判所昭和29年9月24日判決、最高裁判所昭和51年9月30日判決、東京高等裁判所平成25年12月9日判決）とされている。

2 以上の観点から、申出人の主張する本件異議の申出の理由について、選挙が無効とされる場合に該当するか否か順次検討する。

(1) 申出の理由(1)について

選挙管理委員会をはじめとする選挙管理機関は、法に基づいて選挙を管理執行する義務を負うのであり、法第92条の規定により立候補の届出をしようとする者に供託金を納めさせることは、法の定めた手続であって、この点に関する申出人の主張は、申出人独自の見解にとどまり、採用することはできない。

(2) 申出の理由(2)について

上記(1)に記載のとおり、選挙長が法第86条の4第4項の規定に従って法第92条による供託をしたことを証明する書面が添付された立候補届出を受け、また法第93条の規定に従って供託物を没収することは法の定める手続であり、何ら選挙の規定に違反していない。さらに、開票管理者が法第67条及び第68条の規定に従って投票の効力を決定することについても、何ら選挙の規定に違反するものではない。

また、申出人は、「選挙供託制度」が本件選挙において、東京都知事になる意思のある人が自由に選挙に出ることを邪魔した等とも主張する。

この点、立候補の自由は、自由で公正な選挙を維持する上で重要であるが、選挙制度の仕組みを決定する絶対の基準とはいえず、国会が具体的に定めたところがある裁量権の限界を超えないかぎり、一定の限度で制約を受けるとしても、やむを得ないとされているところである。

これは、立候補の自由に制約がないとすれば、売名目的、選挙妨害目的など不当な目的を持ち真に当選する意思のない者の立候補による候補

者の濫立の事態も容易に予想され、自由で公正な選挙の実現の支障となり、供託制度を設けて、選挙の結果極めて少数の得票にとどまった候補者については供託物の返還をしないと定めることも、立候補について慎重な判断を促し、候補者の濫立による選挙への支障を避けるための制度として、合理性を認めることができ、国会に認められた裁量権を超えるものでなく、供託制度を定めた公選法第92条が憲法第44条、第14条第1項、第15条第1項及び第4項に違反しないというべきだからである（最高裁判所大法廷平成11年11月10日判決）。

したがって、この点についての申出人の主張は、申出人独自の見解に過ぎず、理由がない。

第2 審理の結果

以上のとおり、本件選挙については、選挙の規定に違反して行われ、かつ、その規定違反のために選挙の結果に異動を及ぼすおそれがある場合に該当する事実は認められない。

よって、本件選挙を無効とすべき理由もないから、法第216条第1項において準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、当委員会は、本文のとおり決定する。

令和2年8月12日

東京都選挙管理委員会
委員長 澤野 正明

法第203条の規定により、この決定に不服があるときは、当委員会を被告として、申出人においてはこの決定書の交付を受けた日から30日以内に、その他の当該選挙の選挙人又は候補者においては法第215条の規定による告示の日から30日以内に、東京高等裁判所に訴訟を提起することができる。

公 告

東京辰巳国際水泳場の休館日の変更について
東京都体育施設条例施行規則（平成十九年東京都規則第七十六号）第一条第一項ただし書の規定により、東京辰巳国際水泳場の休館日を次のように変更する。

令和二年八月二十日

東京都知事 小 池 百合子

一 期日

休館 令和二年九月七日及び同月二十八日

二 理由

施設設備の整備及び保守点検のため

東京辰巳国際水泳場の開場時間の変更について

東京都体育施設条例施行規則（平成十九年東京都規則第七十六号）第二条第一項ただし書の規定により、東京辰巳国際水泳場の開場時間を次のように変更する。

令和二年八月二十日

東京都知事 小 池 百合子

一 期日

令和二年八月二十一日から同年九月三十日までの日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く開館日

二 開場時間

午前九時から午後十時まで

三 理由

使用者の利便性の向上のため

農の風景育成地区の指定について

農の風景育成地区指定運営要綱（平成二十三年七月十五日付二十三都市政令第百八十八号）第七条の規定に基づき、農の風景育成地区（以下「地区」という。）を指定したので、同要綱第九条の規定により、次のとおり公告する。

令和二年八月二十日

東京都知事 小 池 百合子

一 申請者名

調布市

二 地区の名称、位置及び区域

第五号深大寺・佐須地域農の風景育成地区

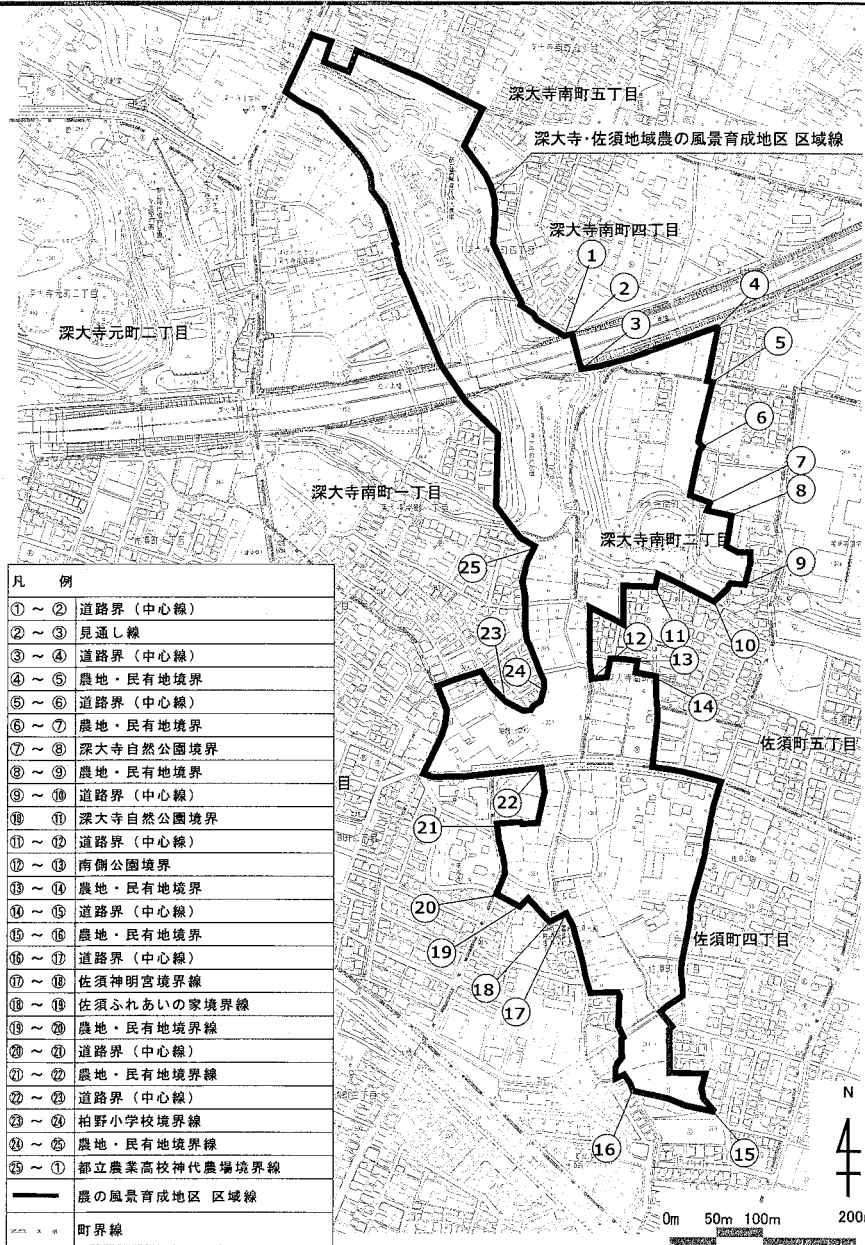
調布市深大寺南町一丁目、深大寺南町二丁目、深大寺南町四丁目及び佐須町四丁目の各一部（別図のとおり）

三 指定年月日

令和二年七月三十日

深大寺・佐須地域農の風景育成地区 区域図

別図



発行 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 郵便番号 163-8001

定価 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 〇三(三三二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001



リサイクル適性

開発行為に関する工事の完了について
 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一
 項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、
 完了した。

令和二年八月二十日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井 勉

開発区域又は工区に
 含まれる地域の名称
 許可を受けた者の
 住所及び氏名

多摩市落合六丁目十五番十三
 及び同番五十五から同番五十
 八まで
 神奈川県相模原市中央区富
 士見二丁目八番八号
 住宅情報館株式会社
 代表取締役 黒羽 秀朗

東村山市恩多町三丁目十七番
 六
 武蔵野市吉祥寺北町一丁目
 二十九番一号
 兼六土地建物株式会社
 代表取締役 鍵市 佳克

府中市新町二丁目十四番四十
 一、十五番七、三十二番一及
 び同番三十一
 立川市泉町九百三十五―二
 十八
 大和ハウス工業株式会社
 支配人 八友 明彦

府中市是政一丁目二十八番三
 十五、同番三十六、同番三十
 八、清水が丘二丁目四十三番
 四十一、同番五十九及び同番
 八十八
 西東京市北原町三丁目二番
 二十二号
 株式会社アーネストワン
 代表取締役 松林 重行